

日本の死刑制度について考える懇話会
(第6回)
議事録

1 日 時 2024年7月4日(木) 16時00分～18時35分

2 場 所 弁護士会館2階講堂クレオBC

3 出席者

(委員)

井田 良 座長、笹倉 香奈 座長代行、井田 香奈子 委員、上田 勇 委員、
岡野 貞彦 委員 (Zoom)、片山 徒有 委員、金高 雅仁 委員、神津 里季生 委員、
坂上 香 委員、佐藤 大介 委員、戸松 義晴 委員、中本 和洋 委員、西村 智奈美 委員、
林 眞琴 委員 (Zoom)、平沢 勝栄 委員、藤本 哲也 委員

(事務局)

川村 百合 事務局長、大槻 展子 事務局員、舩澤 弘行 事務局員

4 議 題

(1) 犯罪被害者・遺族の意見

- ① 磯谷富美子さん
- ② 原田正治さん
- ③ 山口由美子さん
- ④ 片山徒有委員

(2) 意見交換

(3) その他

5 議 事

次のとおり。

議 事

●川村事務局長 皆様、大変お待たせいたしました。ただ今より、日本の死刑制度について考える懇話会第6回の会議を開催いたします。本日は、殺人的な猛暑の中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、岡野委員と林委員はオンラインでご出席です。他の方々は、まだお越しでない方もいらっしゃると思いますが、皆様この会場にてご出席と承っております。

本日も、マスコミの方々にも多数ご参加いただいておりますが、マスコミの方々にご案内がございます。本日、これから被害者ご本人、あるいは遺族の方がお話くださいますが、それぞれの方の冒頭の部分だけ撮影はしていただいて結構でございますので、もし撮影したいという方は、その都度前に行ってください。

では、本日の資料ですが、資料1と2の2つですね。山口さんのレジュメと片山委員のレジュメの2つになっております。お手元にありますでしょうか。

では、ここからは井田座長に進行をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(1) 犯罪被害者・遺族の意見

① 磯谷富美子さん

●井田座長 皆様、こんにちは。それでは、「日本の死刑制度について考える懇話会」の第6回目の会議を開始したいと思います。委員の皆様、関係者の皆様には、お忙しい中ご出席、ご参加くださり、誠にありがとうございます。それでは、議事に入ります。

お手元の議事次第をご覧くださいますと、本日は犯罪被害者又は被害者遺族の4人の方々から、ご意見を頂戴いたします。全ての方々のお話を伺った後で意見交換の機会を持つことができると考えております。よろしく願いいたします。

4人の皆様には、ご自分の被害体験を多くの人の前でお話くださることは大変心に負荷のかかることだと思います。ご依頼に対して、快く応じてくださったことについて、心より御礼申し上げたいと思います。

最初に、磯谷富美子様に被害者遺族のお立場からお話をさせていただきます。本日は、ご足労おかけし申し訳ありませんでした。

また、本日は「殺人事件被害者遺族の会・宙の会」の特別参与であられる土田猛様にもご出席いただいております。それでは、恐縮ですが、20分ほどということでお話をまとめていただければ、大変幸いです。よろしく願いいたします。

●磯谷さん 「宙の会」の会員の磯谷富美子と申します。死刑を廃止して、終身拘禁刑へと導く結論ありきの懇話会に出席することは、反対の意見を持っている私にとっては、大変勇気のいることでした。これから話をいたしますが、皆様ご自身に置き換えて聞いていただき、考えていただきたいと思います。誰が被害者となってもおかしくない社会です。

私の娘利恵は、2007年8月24日から25日にかけて起きた強盗殺人事件の被害者となり、見知らぬ3人の男たちの手によって31歳という若さで人生を終えました。

彼らは、闇の職業安定所というサイトを通じて知り合い、初めて顔を合わせてからわずか3

日後の犯行でした。楽しんでお金を得ようと、真面目な若いOLを拉致し、カードの暗証番号を聞き出し、預金を引き出し、最後は殺すと決めて女性を物色、彼らの目に留まった娘は、自宅まであと100メートルほどのところで拉致され、その2時間後には惨殺、遺体は山の中に捨てられていました。その数時間後に、仲間を集った張本人である川岸の自首によって事件が発覚し、その日のうちに全員逮捕されました。

この事件は裁判員裁判がまだ始まっていなかった時期だったために、職業裁判官によって裁かれ、被告人3人の死刑求刑に対し、神田が死刑、堀と川岸は無期懲役の判決でした。その後、神田は2015年に刑が執行されています。

突然の悲報は、当然受け容れることなどできません。警察署で会った娘は、ブルーシートに包まれて首から上だけが出ている状態でした。顔は、何か所も青あざが広がってパンパンにむくみ、眉間や左頬、あごには傷があり、バリバリに固まった髪の毛は、大量の出血を想像させました。その左側頭部にはガーゼが当ててあり、傷口を隠してありました。そんな姿を見て、強く抱きしめると痛いのではないかと思います、「もうお母さんがいるから大丈夫よ、安心して、もう怖くないからね」と言いながら、そっとなでることしかできませんでした。

また、司法解剖を終え、物を言わぬ姿で帰宅した娘の両手首は、手錠をかけられていたために、内出血のような青あざが広がっていました。娘の恐怖が伝わってくるようで、何とも言えない悲しみに襲われたのを覚えています。どれほど怖かったことでしょうか。どれほど苦しかったことでしょうか。どれほど痛かったことでしょうか。そして、どれほど生きたかったことでしょうか。

顔の青あざを少しでも隠してあげたいと思いました。姉と2人で化粧をしてあげた娘は、白無垢をまとった花嫁のようでした。私には、解剖の後を隠すように頭を覆った綿のようなものが綿帽子に見え、白装束が白無垢に見えました。

一緒に娘の嫁入り姿を見ることを楽しみに想像していた主人は、娘が1歳9か月のときに、急性骨髄性白血病で亡くなっています。それからというもの、娘を生き甲斐に事件までの30年間をずっと一緒に暮らしてきました。娘の幸せが私の一番の幸せでした。

そんな娘の命を大の男が3人がかりで奪ったのです。彼らはカードの暗証番号を言わない娘に対し、5分間のカウントダウンをして包丁で脅しました。娘はつい語呂合わせで、憎むわと読める2960という嘘の暗証番号を彼らに伝えました。狭い車の中で、自分よりもずっと体格の大きい見知らぬ3人の男たちに囲まれ、手錠をかけられ、包丁で脅された状態で、嘘の暗証番号を選択した娘の心情を思うといたたまれない気持ちでいっぱいになります。

神田は、このときの震える娘の状況を友人に立ち上げてもらったブログで、ガッタガタ、マグニチュード10と表現しました。当然誰もこのような状況でやっとな聞き出した番号が嘘の暗証番号だとは思いません。確認もせずにすぐに命を奪ったのです。

娘は、本当にむごい殺され方をしました。神田に後ろから腕で首を絞められた後、堀はマスクのようにしたガムテープで娘の口と鼻をふさぐように貼り、その上を手で押さえ、鼻をつまみ、呼吸困難に陥れようとしてきました。娘を早く殺して、お金を引き出したい堀は、ハンマーを取り出し娘の頭を3回殴打、そして娘の首に巻いたロープの片方を川岸に渡し、2人で引っ張り合いました。上手く絞めつけることができなかったので、今度は堀1人で絞めました。娘は、この間、「殺さないって言ったじゃない・・・お願い助けて・・・死にたくない・・・お願い話を聞いて」との途切れ途切れの絞り出すような最後の言葉を口にします。その言葉を聞いて

も、誰も躊躇することなくまだ生きていやがると、行動はますますエスカレートしていきました。

娘の顔面に、堀と神田は、縦、横にガムテープを23周巻いて、頭からすっぽりレジ袋をかぶせ、首から顎にかけてガムテープを8周巻いて止めました。その後、神田は、ロープで首を絞めました。これだけではおさまらずに神田は、すでに痙攣の始まっている娘に対し、その頭に30回から40回、ハンマーを振り下ろしました。娘は、3人がかりのために手足の自由を奪われ、抵抗することもできずに、虫けらのように殺されていきました。死因は窒息死です。

親として、子どもをこのような形で亡くすことほど、辛く、苦しいものはありません。娘は、生前親しい人に、「一番の親不孝は、親より先に死ぬことだから、私は絶対にそんなことはしない」と言ったそうです。薄れゆく意識の中で、一人残していく私のことを心配していたのではないかと思うと、胸が苦しくなります。

あえて、むごい内容をお話ししたのは、死刑反対と軽々しく口に出してほしくないからです。私は、当然、3人の死刑を望みました。皆様は、ご自分の娘や息子の命、愛する家族の命を奪った加害者に対しても、死刑反対と言えますか。親として、家族の一員として、反対で満足なのですか。最愛の人が、何の落ち度も関係もないのに、このような形で命を奪われたとしたら、私と同じ思いになるのではありませんか。

死刑は絞首刑です。できることなら、娘と同じやり方で刑を執行してもらいたいほどです。しかし、当然、死刑だと思っていた私の前に立ち上がったのは、1人の被害者では極刑は難しいという司法の壁でした。この判例を覆そうと姉と2人で始めた3人の極刑を求める署名活動では、その内容にも関わらず多くの方の賛同を得て、33万2806名もの署名が集まりました。その中には、海外にお住まいの日本人やその友人の外国人など、いろいろな国から送られてきた署名も含まれています。

残念ながら1人が死刑、2人は無期懲役で確定し、私の心に残ったのは、娘の無念を晴らせなかった悔しさと、司法に対する不信感だけです。

二審の裁判官に、犯罪傾向性は進んでいないとか、犯罪心理鑑定人に攻撃性の少なさであるとか、穏やかさがむしろ表に出ていると言われた堀は、無期懲役が確定してからひと月もしない時に、娘の事件の9年前に起きた被害者2人の強盗殺人事件と、娘の事件の1年前に起きた被害者1人の強盗殺人未遂事件で逮捕されました。

娘の事件の二審で、死刑から無期懲役に減刑された途端、謝罪の手紙を送りたいという申出もなくなり、何も言ってこなくなりましたが、この2つの事件の裁判が開かれる2か月ほど前に、手紙が送られてきました。しかし、開封することなくそのまま送り返してもらいました。本気で反省し謝罪する気があったら、これまでに行った犯行を自供しているはずです。この2つの事件の裁判では、死刑が確定しています。

もう1人、自首減刑で無期懲役が確定している川岸は、一審の裁判が開かれる直前の取材で、「自首したことは後悔している。刑務所から出るころは60歳ぐらいだろう。金もないし、ホームレスになるか、また誰かぶっ殺してこの中に戻って来るかな」と答えていました。そして、一審の判決が下されたその日の取材に対し、「誰のお陰で事件が解決したかとの思いだったから満足している。今でも悪いことは、バレなきゃいいという気持ちは変わらない」と答えています。

では、事件から12年後の彼らは変わったのでしょうか。2019年発行の「娘を奪われたあの

日から「名古屋闇サイト殺人事件・遺族の12年」という本の中に、川岸受刑者の手紙の内容と堀死刑囚が出版した本に関する記述がありました。両名共に、事件当時と何ら変わることなく、反省など一切していませんでした。川岸は事件について何を思うかという質問に対し、「何も思わない。闇サイト殺人事件は、すでに終わった事件で、12年も経過しているのですよ」と答えています。

遺族は、終わりのない悲しみや苦しみを抱えながら生きているのに。

また、堀の獄中から出版した本を読んだ著者は、「読み始めた誰もが途中で投げ出したくなるほどの怒りをこらえながら最後まで読んだのは、堀という人間を「もう信じない」と確信するための作業であったかのようにさえ感じる」と書いています。

身勝手な欲のために、何の関係も落ち度もない人の命を奪うという一線を越えた者は、絶対に反省などしないし、当然更生もしないということです。少なくとも娘を殺した3人はそうです。

これまでの裁判を通し、彼らは善悪に対する根本的な考えが一般の人とは違うということを知りました。被告人の1人は、殺害行為は仕事感覚だと言いました。ゴキブリを殺すのと一緒だと。人はどのような人でも最低限の道徳心は持ち合わせていると思っていましたが、それは大きな誤りで、きれいごとでは済まされない、どうしようもない人間が存在することを認識する必要があります。

このように考えると、加害者の更生という未来の不確定なことを前提にして裁くのではなく、真面目に生きている人を守ることを優先して裁く司法であってほしいと思います。

何の関係も落ち度もない人の命を奪ったら、被害者の数に関係なく、命で償うのが当然であってほしい。被害者の数を重要視することは、被害者の命を軽んじていることと同じです。

憲法には、被疑者や被告人の人権や処遇は、31条から40条に定められていますが、被害者やその家族の人権や処遇の条項は、一行もありません。憲法に定めて、同じように扱ってほしいです。

私は神田の死刑執行によって、事件を離れて一步前に足を踏み出すことができました。娘のむごい姿に繋がる忌まわしい事件に蓋をして過ごしている私にとって、大きな区切りとなりました。これで、神田のことは考えなくていいと思うとホッとしました。堀もいずれ執行されます。フラッシュバックして事件当時に戻る頻度も、こうして少しずつ減っていくのでしょうか。逆に、娘に会いたい気持ちは強まっていきます。幸せだったころの娘だけを記憶に残していきたいと思っています。残された遺族が前を向いて生きていくためにも、死刑は必要なのです。

殺人を犯しても、死刑判決が確定するのは本当にわずかな事件だけです。一般の感覚を取り入れた裁判員裁判で死刑判決が下されても、二審の職業裁判官によって無期懲役に減刑されることが何度もありました。これでは、裁判員裁判をやる意味が分かりません。

終身拘禁刑と言いますが、誰が彼らを死ぬまで養うのですか。被害者遺族の税金も彼らの生活の足しになってしまいます。大切な人を殺され、死刑を望む遺族も彼らを生かすために協力しなければならないのですか。

大切な人が殺されたらほとんどの遺族は死刑を望みます。遺族の唯一の望みである、死刑判決まで取り上げるような日本にならないことを切に願います。

死刑制度についての私の考えは以上ですが、この場をお借りして、「宙の会」の訴えについて話をさせていただきます。

宙の会は、殺人事件の民事損害賠償判決に対する代執行制度の確立と DNA 活用捜査に関する法制化を求めて、歴代の法務大臣、国家公安委員会宛に要望書や陳情書を提出しています。遺族が加害者に対し損害賠償を求める民事裁判を起し、その判決で得た賠償金をほとんどの遺族は受け取っていません。

私も彼らに対し訴訟を起こせばそれなりの判決が下されたでしょうが、彼らはお金目的で起こした事件です。支払い能力はないでしょう。裁判費用や弁護士費用がかかるだけなので、民事を起こす気にもなりません。

それだけではなく、この判決は 10 年を経てば時効を迎えるために、再提訴をしなければなりません。それにはまた費用がかかってしまいます。いったん判決が出たら、それを国が加害者に代わって遺族に支払い、その後、国が求償権に基づいて、加害者に請求し続けるという制度が必要です。刑事だけではなく、民事の判決も果たせるべきです。

現在、条例に組み込み、上限を決めて代執行したり、再提訴費用を負担している自治体もあります。ただし、この場合は、同じ被害を受けても、住んでいる場所によって支援が受けられたり、受けられなかったりと不公平が生じてしまいます。

国が主体となって支援のために必要な資金を提供し、どこに住んでいても同じ支援が受けられるような体制づくりを願います。

「宙の会」は、未解決事件のご遺族がほとんどです。そのために DNA を活用して、犯人逮捕に結び付けたいとの思いが強いです。

近年、DNA 研究が進んでおり、海外では DNA から似顔絵を作成して、長期未解決事件を解決しているという報道に接しました。日本は、そういう面では相当の遅れをとっていると伺っています。法体制確立の下、警察庁の科学警察研究所を中心に広く各界の見識者を交えた第三者機関等を構築するなど実効性の伴う研究体制の確立を願います。以上で、私の話は終わります。ご清聴いただきありがとうございました。

●井田座長 ありがとうございました。この場に臨んだ全ての者にとって、心に響くお話で、今後の懇話会における議論にも大きな影響力を持つお話だったと思います。磯谷様は、本日のところは、質問を受けることはご遠慮したいというご希望ですが、同じ「宙の会」の特別参与でいらっしゃる土田様をご陪席でいらっしゃいますので、よろしければ一言メッセージをお願いできますでしょうか。

●土田さん ご紹介いただきました「宙の会」特別参与を務めております土田猛と申します。私は、警視庁警察官として 40 年間警察の責務、国民の生命・身体・財産を守るというこの責務を自分なりにやり切ったという思いで退官をいたしました。

しかし、警察の最後のところで成城警察署長、そこは世田谷事件の管轄警察署、その事件に関与して、そして未解決のまま退職をしたと。捜査一課のところでは、鑑識課にもいったん所属し、検視官の仕事もしました。

検視官の仕事の中で、殺人事件の司法解剖、この立会いの場面、被害者の特に女性の方等については、被害者の人権というのは残っているんだろうかという思い、それをつぶさに骨の髄まで受け止めました。そして退職して未解決事件、世田谷事件もありますし、警視庁三大事件と言われる柴又事件、八王子のスーパーナンペイ事件、こういう事件を考えたときに、退官してやれること、それは民間人だからやれることというのがあるのではないかという思いで、時効制度、人を殺して時が来たら裁けないと、償いを求められないという、この制度設計に対し

て、やはり疑問を感じて、ならば殺人事件の被害者・遺族の会の団体を結成して、人の命を奪ったら刑事の償い、そしてまた民事の償い、これも今の民法では十分な法制度になっていないという感覚の下で、先ほど磯谷さんのほうから、殺人事件の損害賠償判決に対する代執行制度の確立、ぜひお願いしたいという形での陳情も続けているところですが、やはり民事の面においてもそういう言ってみれば不条理というか、そういう思いを強く抱いたときに、「宙の会」の結成になったわけです。

その思いは、磯谷さんを含め遺族の方々は、自分たちと同じような遺族になってほしくないという、これが最後の自分たちの思いなんです。

磯谷さんも、犯罪被害者集会等で全国講演に歩いていますけれども、多分、その都度その都度自らに抵抗を感じながら、やはり毎回毎回今日のお話のように、その事件のときの娘さん、利恵さんの状況を思い出し、お話をしなければいけないという、この遺族感情を考えたときに、やはり我々遺族でない者にとってなせること、そこは十分考えていかなければならないのではないかと思います。

世田谷事件の遺族、宮沢節子さんは、一人息子の家族を失って今年94歳ですが、事件から、午前零時に今日も警察から連絡がなかったということで、カレンダーに斜線を引いています。24年目になりますけれども、この遺族の思いを考えると、やはり人の命を奪ったその償いの在り方に関しては、やはり一人一人国民が十分に考えていかなければいけないだろうということを強く思いながら、これからも「宙の会」としてなせることをなしていきたいという思いでおります。

ぜひ、「宙の会」のホームページ等ご覧になっていただいて、ご意見等があれば、またそれはそれでお伺いをしながら、安全・安心社会の実現というところに向かって進みたいと思っておりますので、ご了承の上、またご支援・ご指導をいただければと思います。ありがとうございます。

●井田座長 磯谷様、土田様、今日は誠に貴重なお話をいただき、ありがとうございます。出席者を代表して、心より感謝申し上げます。

② 原田正治さん

●井田座長 それでは、本日、お二人目のスピーカーとして、原田正治様をご紹介したいと思います。原田様は、被害者遺族のお立場で、これまでご本の執筆とか講演の活動を行ってこられ、ご存じの方も多いかと思います。30分ぐらいを目途にぜひゆっくりとお話いただければと思います。20分でも構いませんし、長ければ40分でも構いません。どうぞよろしく願いいたします。

●原田さん 大分県から来ました。今日、久しぶりに東京の地を踏んだんですけれど、大分以上に暑いんですね。もう暑くて、暑くてフーフー言っていて、ここにたどり着きました。喋りがこんなんで申し訳なく思っています。10年前に脳梗塞で倒れまして、もともと名古屋のほうの人間だったんですが、脳梗塞発症してから、別府に移り住みました。

先ほど来からお話伺っていると、磯谷さんの話、もう痛いほど分かるんですよ。当然、私も事件当初は、殺してやろうかと思っていました。何やっても傷が癒されなかったんです。ところが、逮捕されてから彼から手紙が何通も来たんです。

僕の事件はご存じかと思うんですが、半田保険金殺人ということで、犯人が3人いるわけなんです。3人が3人を殺したという事件なんです。その事件によって、うちの弟が保険金殺人ということで撲殺されて、死んじゃったんです。それは、京都の木津川という堤防沿いなんです。

先ほどから磯谷さんの話を聞いてみると、本当に悲しいやら腹が立って、もうすごく共感できるんです。共感できるというのか、もうどうしようもないくらい分かるんです。だけど、彼が逮捕されてから、何度も何度も手紙が来た。

正直言って、送り返すことはなかった。ただ、そのままごみ箱に捨てちゃったりとか、処分したりとか、何かしていたんです。でも、あまりにも数が多いものですから、その中の1通を読んでみたんです。読んでみて、ふと思ったんですけれども、一瞬会ってやろうかなという、何となく軽い気持ちで思ったんです。軽い気持ちで、こんな大騒ぎになるなど夢にも思っていなかった。その手紙に対して返事を書いてやろうかなという気持ちもまたあったんです。

返事を出したら、またその後何通も何通も手紙が来るんです。ひっきりなしに来るので、ちょっと待ってよということ、一度会いに行って、事件の本当のことを聞きたいなと思って会いに行ったんです。

そうしたら、彼の顔が想像を絶するほど満面の笑顔で僕を迎えてくれたので、もうあっけにとられちゃったんですね、僕は。僕のほうが、最初何を話してやろうかなと思った。これは文句の一つでも言ってやろうかな、罵声でも浴びせてやろうかなと思ったんですけれども、その前に拘置所のほうから、加害者の心情の安定ということを求めてきた。なるべくなら、相手を貶めるような言葉は慎んでくれという話をされたんです。

僕の話せることも必然的に少なくなったんです。何を話していいものか。最初怖かったんです。どんな奴かなと。悪魔みたいな奴かなと。拘置所の壁というのが、すごく高いものだったんです。だから足が震えて震えて仕方なかった。拘置所に入って、面会票に名前を書いた。名前すらも震えて書けなかった。そんな中、初めて面会に行ったのが、彼が未決のとき1993年8月だったかな、未決のとき初めて面会に行ったんです。

それで僕は、僕の思ったことも言えず、聞くこともできず、帰ってきたわけなんです。だから、もう一度行ったほうがいいかなと。もう1回か2回行ったほうがいいかなと思って、その場を後にしたんですけれど、そうこうしているうちに、その年の秋に、彼の刑が確定してしまったんです。

ご承知のとおり、刑が確定すると面会ができないという、そういうルールがあったらしいんです。そのときは全くそのことは知らなかった。確定しても会えるものだと思っていました。それが、会えないということを知ったときも、だめかなと思いつつ確定してから拘置所に伺ったんです。やはりだめだということで、長い間押し問答しながら、ようやく面会を特別ということで許されたんです。

それから、3回ほど面会は許可してもらったんですけれど、その翌年、面会が許可されなくなった5回目のときに、時の高村大臣に直訴しようと思いついて直訴に行きました。そのとき上申書を出した。それが死刑を廃止じゃなくて、あくまでも死刑の執行を停止してほしいということで願い出たわけなんです。

その願いもむなしく、高村大臣は退任し、後任として森山法務大臣かな、バトンタッチになったときに執行になった。それが12月27日、ちょうど御用納めの前日なんですね。御用納め

の前日ということは、官庁関係は休みに入るときなんですね。そうしますと、死刑を執行したという報告がなされないわけなんです。1週間、執行があったかなかったかということも伝えられない。そういう時期に死刑の執行に充てる。

他の死刑の執行があったとしても、これは仕方ないかなと思う。特に、死刑を廃止することではなくて、それは、でも死刑廃止に向けての対話なんです。彼と初めて面会したときにそう思ったんです。対話こそが、本当に心情の安定にもなるし、それから被害者の僕たちにしても、心の安定に繋がってくるんだと確認したわけです。

だから、未決のときに1回、確定後に3回続けてきたわけです。だから確定後の4回目、5回目、6回目、面会ができるものだと思っていたんです。ところが面会もできずに、彼は執行されてしまいました。

僕は、法務大臣に対して上申書に、死刑の執行はやめてくれ、死刑の執行だけはしばらくやめてほしい、対話を続けさせてくれというようなことを申し入れたはずなのに、そのときの大臣は、官僚の言うことに対して、後で官僚の人たちに対して、うまいことを言ってくれと言ったのか知らないけれども、それすら僕たちの申入れを聞いてくれなかった。

そのときから被害者と加害者、善と悪、マスコミには、加害者は悪だと決めつけて、あおり続けているわけです。だから、被害者と加害者というのは、完全二軸化されているわけなんです。

そうじゃない、と。被害者を、当然被害者なんですけど、加害者だって家族にとっては、被害者同然なんです。僕たちよりも加害者の家族などというのは、もっともっと大きな被害者だと思っている。

だから、被害者と加害者が当然、話し合う、対話を続けていくべきだと、今でも、死刑は国が決めることはできないと思う。あくまでも人の生死を決めるのは神の領域であって、人の命を左右するのは神領域だと、国がすることではないと思った。

だからと言って、僕は宗教者でも何でもないんですけどね。僕は、そういう一面があるんですね。そういうことになって、死刑を反対するとか、そういうことは、その前にすべきことは被害者の救援、これが一番大きな課題だと思うんだ。

被害者のこの事件は、被害者遺族にとっては永久に忘れられないものだと思う。僕はあとのぐらい生きられるか分からないですが、死ぬまでこの事件を背負って生きていかなければならないわけです。

僕らは、犯罪被害者給付金制度と言っても、ごくわずかなものだった。今、最近ちょっと上がりましたが、これだって被害者はずっとこういう問題を抱えて生きるわけですから、被害者の救援とか、政治的な事情とともに、支援制度というものはもっともっと充実したほうが良いような気がするんです。死刑を廃止する前にこちらが一番大きな問題だと思っている。僕は、こんなしゃべりになって、なかなか思いがいっぱいあるんですけども、今言ったように、被害者の救援支援制度が一番大事だと。加害者の家族にとってもそこだと思えます。

これだけ大きな反響を呼んでいるということは、その点をよく考えて、最も急を要するのは、被害者の支援を大事にしなければいけないことだったと思っているんですけど、以上のようなことです。

●井田座長 原田様、大変貴重なお話ありがとうございました。委員の皆様もご質問があるかと思いますが、質問させていただいてよろしいですか。では、委員の皆様、ご遠慮なくご質問

があれば出していただければと思います。いかがでしょう。中本委員、どうぞ。

●中本委員 ありがとうございます。原田さんは、加害者から最後に遺書をもらいましたか。

●原田さん はい、もらいました。それは、彼がまだ存命中のころだったと思うんですけども。

●中本委員 遺書を読むと、本当に自分の犯した犯罪を後悔し、被害者に謝罪をする気持ちがずいぶん表れているように、私は思ったんですけども、原田さんはあの遺書を目にしたときに、どのような印象を持たれましたでしょうか。

●原田さん 最初、見たときには、何を今さら虫のいいことを言ってというようなことを思ったんです。さらに、何度も何度も読み返していくうちに、だんだん彼の気持ちが分かるようになってきたというところなんではないかな。

●中本委員 それと、死刑執行停止を求めたということは、何かの関連があるのでしょうか。それともそれとは別の問題なんではないかな。

遺書に書かれている、加害者がいろいろ反省し、謝罪しているという事実と、それから原田さんが、もう少し対話を続けて死刑を執行停止してほしいという嘆願を出しましたね。これは関連性があるのか、それとは別にそういう気持ちになっているのか。

●原田さん 関連性は若干あると思います。ただ、彼と会って話をしていくうちにだんだんと心が打ち解けていって、その辺のところは、法廷では決して表れない真実がそこにあると思った。法廷では、裁判官と検事と弁護士があくまで戦うことに夢中であって、本音は語られないと思った。だからその辺のところ聞きたかったんです。

●井田座長 よろしいですか。西村委員、どうぞ。

●西村委員 西村と申します。今日は、大変貴重なお話をお聞かせいただきありがとうございました。被害者の苦痛を取り除くと言いますか、少し和らげるための、今で言えば犯罪被害者給付金制度というのがあるわけですけども、それ以外に、どういった仕組みがあれば、より被害者に寄り添っているというふうに、国としてどういう仕組みを作っていったらいいと思われませんか。

また、原田さんがご自身の経験の中で、こういうものがあってよかったといったようなものがあったら教えていただきたいと思います。

●原田さん 犯罪被害者給付金制度、それ以外に全く僕にはなかったのが、一番うらやましいなと思ったことが1つあります。それはどういうことかという、僕の事件でいくと長谷川君という人が犯人なんです。その犯人に付いている弁護士が素晴らしい人だった。それについて、僕はあれほどいい弁護士が付いているなら、うらやましいなと、そういう方に対して、僕らには弁護士とか相談する人とかいなかった。していなかった。

僕は、弟が死んだときに、亡くなったときに、車に関わっている保険金があったんです。同乗者保険と分かって、それが交通事故ではなくて、殺人事件だと、第三者の手による被害だから、保険金はおりないということだった。返してくれと言われているんだ。いったん、おりてきたんです。おりてきたけれど、後になって返してくれと、保険会社から請求があったんです。その相談をある名古屋の弁護士に相談に行った。相談に行っても、話は聞いてくれる。だけど、相談には乗ってくれなかった。

だから、僕らにもそういう素晴らしい先生とか、相談できるべき相手の人がいればいいなと思った。その一言に尽きます。

●井田座長 他に何かご質問はございませんか。ないようですので、原田様、今日は、暑いところ、遠く大分から来ていただきまして、懇話会の今後の議論にとっても大変有益なお話をしてくださいました。本当にありがとうございました。

③ 山口由美子さん

●井田座長 今日3人目の講演者ですが、ご本人が被害に遭われた山口由美子様をご紹介します。山口さんも様々な公益活動、社会貢献活動を行っていらっしゃいますが、最近岩波書店から『再生—西鉄バスジャック事件からの編み直しの物語』という書物もお出しになっています。また、今回そのお考えとご意見の一端は、論文の形であらかじめご提供いただいております。では、山口さんよろしくお願いたします。

●山口さん 今日、佐賀から来ました山口由美子と言います。私は、法律とかほとんど関係ない、子どもたちの居場所をやっていますので、何か皆さんとちょっと違うところがあるかもしれません。こういう場でお話しさせてもらうのは初めてで、非常に緊張しております。どれだけ話せるのかわかりませんが、よろしくお願いたします。

一応、私レジメを作ってきました、「西鉄バスジャック事件の被害者となって」というものです。「はじめに」で、私は事件に会う前は、人を殺したら死刑だ、そういう世間の空気感の中で、何も考えないでそう思って生きてきました。

自分が事件に遭ったことで、死刑では終わらないなという、私の場合、特に少年事件だったので、その辺もちょっと皆さんと違うところがあるかもしれませんが、そのように死刑では何も解決しないなということを感じました。

事件のことを少しお話ししたいと思います。2000年、今からもう24年も前になりますけれども、5月3日、佐賀駅のバスセンターから、福岡天神行き的高速バスに塚本さんという方と一緒にバスに乗りました。塚本さんが刺されて亡くなり、私ともう1人の方が重傷を負いました。

バスが出発して高速道路に入ってしばらくしたときに、一番前に座っていた少年が突然立ち上がり、「このバス乗っ取ります。荷物を置いて後ろに行ってください。」と丁寧に言ったんですね。私は、本気にしませんでした。

でも、1人だけ居眠りをしていて、少年の言葉に気づかない方の首を刺したときに、初めて本気だったんだということに気づきました。でも本気で人を殺したいとか、傷つけたいとか思っている少年はいない。私の中にそういう思いがあり、今少年の心は少年本来の心ではない、そう感じて、必死に元に戻りますようにと祈っていたんですね。

ただ、そうやって祈っていたんですが、トイレ休憩が取られ、1人目の方が降りられ、なかなか戻って来られないということで、少年は怒って私を刺しました。いろいろなところを切られ、座席に座っていられなくなり、通路に転がり落ち、座り込んだんですけど、自分の周りの血を見ながら、この少年はこの私のいろいろな傷と同じぐらい心が傷ついていたんだということを感じました。

そういう少年を殺人者にするわけにはいかない。なぜかそういう思いが自分の中から沸き起こり、傷の浅かった右手で自分の身体を支え、左手は、心臓より高く、無意識に肘掛けに置いていました。彼を殺人者にしたくないと思ったことが、後で自分の命を守ったんだなとそんな

ことも考えました。

ただ、かなりの出血で意識が朦朧となり、このまま死んでしまうんだなとも思いました。本当に生き死にが同じ線上にあったなと思うんですね。そういう中、警察によって広島でバスが止められ、怪我人だけでも出してくれという要求に対して、少年はピストルに弾1発入れて持って来いと言いました。それには警察の方が丁寧に時間をかけて、ピストルは渡せないということを説得され、防弾チョッキに要求を変えました。

防弾チョッキが手渡されたんですが、重装備、軽装備があるのをインターネットで調べたのかも分かりません。これは偽物だから本物を持って来いと。突っ返して、警察の方が本部まで取りに行かれました。

その間、かなりの時間待たされ、少年もイライラしていたと思います。途中で若い女性が、少年に寄り添うような形で立っていてくれていたんですね。その方が警察に向かって、「中にはけが人がいるんだから防弾チョッキ早く持って来て」と叫んでくれました。

「僕、あなたのように言う人好きです。」そういう会話もありながら、やっと手渡されたときに、私が自分の力で座り込んでいるのが癩に障ったと見えて、「こいつしぶといな、殺してやろうか。」と最後に言いました。

そのときも、立ってくれた女性が一言、「もういいじゃない。」その一言で少年は、気持ちを収めてくれました。そうやって、私たち怪我人だけ出されて病院のほうに搬送されました。

バスは、SATという警察の特殊部隊が入って少年は逮捕され、他の乗客はその場で助け出されたと聞いています。

私は、病院に搬送され、長時間にわたる手術、見ず知らずの人からたくさんの血を頂き、何とか命を取り留めました。そして、病院で精神科のお医者さんが、「山口さん大変だったですね。お辛かったですよね。」と仰ってくださいました。自分が辛いとか、そういうことも一切私の意識になくて、大変な状況に入ったときというのは、感情に蓋がされているのかなと、私は感じています。先生から言われたことで、はじめて大変な状況にいたんだということの中で感じ取り、そして、瞼の裏が自分の流していた血を見ていたためでしょう、血の色だったんですけれど、少しずつその言葉と共に薄らいでいきました。

その人にそのとき必要な言葉を掛けるということが、大事なことだなということを体験しました。両手ギブスで、首もギブスが付いていて、生きていく全てを看護婦さんに委ねて、1か月余り暮らしたんですけれども、本当に大切にさせていただいたんですね。私の要求の以前にもっと、大切にさせていただいているなというのが、私に伝わるような支援の仕方でした。

その中で、何もできない私も生きていいんだということを感じさせてもらって、頑張っている自分もいい、頑張らない自分もいいんだというふうに自分を丸ごと受け容れることができるようになったんですね。無意識に。そうやって病院で1か月余り入院をして、リハビリは佐賀でしたいということで佐賀に戻ってきました。半月余りリハビリをして、何とか自分の洋服の着脱ができるようになったかなというときに、退院をして家族の元に戻りました。

これを言ったら何か磯谷さん辛いと思うんですけれども、家族が有難いな、家族がいるという当たり前のことが、こんなに当たり前ではなかったということも感じさせてもらいました。

そうやってしばらく暮らしていたら、子どもたちが以前より明るくなってきたんですね。母親が生き死にを境にしたことで、子どもたちも辛かっただろうと思って、そういうふうに声をかけたら、「お母さん違う、お母さんが変わったから。」だったんですね。

私の意識が本当に変わったんですよ。大切にしてもらった経験の中で。だから自分を丸ごと受け容れられた。その経験というのは、無意識だったので自分で分かってなかったんです、頭では。でも家に帰って子どもたちから、お母さんが変わったと言われたときに、気づいたんですね。ああそうか、あそこで大切にさせていただいた経験の中で、私が自分を丸ごと受け容れられるようになっていた。そこから、家族の関係が変わっていきました。

子どもたちをそれまでは、こうあってほしいとか、つい思ってしまうじゃないですか。でもそれがなくて、そのままを受け容れられる。愚痴とか言ったときも以前だったら、「それぐらいあなたが我慢すればいいでしょう。社会に出たらそれぐらい当たり前だよ。」と、そんなふうにする私だったんですけど、いろいろ愚痴を言ったときに、「そんなことがあったの、いやだったね。辛かったね。」と、子どもの気持ちを気持ちとできるように、私自身が無意識に変わっていました。

そこで家族の関係が変わっていったんですね。そういう中、加害者の少年の両親からお手紙が来ました。本当に申し訳ありませんでした。できたら直接お会いして謝りたいと。その後、突然だったんですけど、我が家を訪問してくださり、謝罪をもらいました。直接謝罪をもらうということが本当に大事だなと思います。それが、こっちが納得するかしらないかは、また別問題ですけどね。そして、示談ということになるんですけども、示談書を書くときに、もし少年が会ってくれるなら会いたいと書いてもらいました。私は直接加害少年との面会をしています。それは、私が会いたいと書いたからではなくて、京都医療少年院院長の計らいで加害少年との面会ができたと思っています。

ただ、家に戻ってからのことなんですけれども、私には3人の子どもがいて、次男が、もしお母さんがあのとき殺されていたら、僕は彼を刺しに行ったと言いました。だから、被害者遺族の方の気持ちというのは、本当にそうだろうと、それは否定はできないなと思います。私は命があったから家族を苦しめなくてよかったなというのは、正直あります。その後、医療少年院の計らいで、加害少年と面会をしました。

私は何で少年と会いたかったかという、少年はこれまで不登校の経験があり、学校でも酷いじめに遭っていたそうです。それは、両親の手記が出たのでそれを読ませてもらいました。

そういう中、加害少年も加害者になる前は、被害少年だったんだということに気づき、実は私の子どもも不登校の経験があるんですね。だから、彼も不登校で辛かったんだ。両親も私と同じように子どもが学校に行かないというだけで、非常にご苦労されただろうと、共感できる部分がありました。

ただ、事件で感じたことを話すのに不登校した娘に聞きました。「あなたの不登校のことを話していい？話してほしくないんだったら、話さないよ。普通の被害者の人は、人を殺したら極刑だよ、死刑だよ、としか言わないから。」と。

でも、私は彼の辛さを感じて、逆にこの社会を作っている私たち大人の責任、私たちが加害者になっているのではないか。子どもを育てるのは大人たちの責任ですよ。そういう意味で、私は彼が辛かったんだと感じた。「あなたの不登校があって、こういうふうになったのかもしれないから、話していい？」と聞きました。

「私は、いろいろな人に話を聞いてもらったからよかった。あの少年は、誰からも話を聞いてもらえず、辛かったと思うよ。だから、話していいよ。」と我が子は応え、さらに「話を聞いてもらうだけでいい。答えは自分で出すから。」と。私たち大人は、ついああしたら、こう

したらと、答えを準備しがちなんですけれども、その子をどう信じるかという私たち大人に問われているなというのを子どもの話を聞きながら思いました。

次、京都の少年との面会の方に行きます。何で会いたかったかと、さっき言いましたね。「これまで辛かったね。」その一言を伝えたくて、私は少年に面会に行きました。これまでいじめに遭って、いろいろなことがあって、誰からも理解されず、辛かったよね。

そして、面会のときにそんなふうになんか彼に伝えました。「これまで誰にも理解されず、辛かったね。だけど、あなたを許したわけではない。許すのはこれからです。これからの生き方を見ているから。」と言いました。

その前に、本当に深々と謝ってくれたんですよ。私は謝ってもらおうとは思っていませんでした。特に、今の司法で、加害者が被害者に謝るということは決められてないんですよ。だから、加害者の人は刑を終えればそれで終わり。でも、被害者は置き去りです。私はたまたま病院に入院したからいろいろな支援がもらえた。でも、そうではない人は、なかなかそれができていないのが現状なのかなと思います。

面会の後、少年からの手紙で、「僕が申し訳ない思いを伝えたとき、山口さんは泣かれました。」と書いてありました。彼の背中をさすりながら、辛かったねと言ったら、彼のこれまでの生きてきた辛さ、それからこの少年院出た後の辛さを思ったら、涙があふれてきたんです。「私のことを思って泣いてくれました。そのとき、自分の罪深さと温かい思いが同時に沸き起こりました。」そんなふうになんか手紙を書いてくれました。

私は、少年と3回会ったんですけれども、2回目のときに、少年と2人きりにしてもらったんですよ。そのとき、彼は私に本音を言ってくれました。本音だから、皆さんにはお伝えできませんが、信じてくれたなと非常に嬉しかったです。

人と人というのは、どこかで信頼関係ができていないと本音は話せないんですよ。だから、1回目の面会のときに、彼は私を信じてくれたなと思いました。2回目のときに、「どうしてこういう事件を起こしてしまったのか、考えてほしい。考えて、私に話せることがあったら話してね。」とお願いしました。

その後、3回目にお会いしたんですけれども、彼が塚本さんのお墓参りをした後に会ったんですね。少年院で刑期を、3、4年過ごすうちに、やはり出た後のことをたぶん先生方にご指導されると思います。でも、墓参りをするという行為で、自分が人を殺めてしまったというそのときのバスの中の状況とかが、ワーッと彼の中に出て来たのではないかなと思うんですね。

その後、私と面会したときに、一言も話せませんでした。前回の面会では、考えてねとお願いしていたけれど、一言も話せない少年と別れました。人間としての当たり前の感情かなと思っただんですね。

出院した後に、自分はこういうことで事件を起こしてしまったのではないかなということを書きたくて書いてくれました。考えてくれました。考えるということは、とっても大事かなと思うんですね。少年院で出来るのはそういうことだ。誰かが向き合ってくれる。向き合う人がいないとなかなか考えられないと思うんですよ。だから、いろいろな自分が嫌だったこととか、つらかったことなど話を聞いてもらう中で、こんなふうだったのかなと、自分で考えることができると思います。

今こうやって、死刑廃止だ、死刑存続だという話をしていますけれども、その前に被害者支援の在り方が一番問題だと思っています。-もっと被害者を大事にしてほしいなど。まずは、

被害者が救援されることが一番で、その次が加害者のいろいろな問題だと思う。

そこで、私が書いた文章を事前に送ってもらっていたと思うんですけども、そこに書いているのが、レビン小林久子先生という九州大学の法学部の教授ですけど、犯罪被害者のことを「忘れられた人」と呼び、被害の回復という被害者にとって最も大切な側面がないがしろにされているとしたら、やはりそれは問題ではなかろうかと、問いかけられています。

そして、犯罪加害者のことを「無視された人」と呼び、加害者が責任について学ぶ機会が用意されていない。加害者も刑期を何とかクリアするのでおしまい。ではなくて、やはり自分がどうして事件を起こさなければいけなかったのかということを取り返し、誰かと向き合ってもらおう、そういうことが大事ではないかなと、私は思っています。

私は、本当にまれなケースだと思います。まず、入院したことによって精神科医や看護師さんから心のケアを受けました。それが私にとってその後を生きていくのに大事なことだったと思います。さらに、両親からの謝罪もあり少年、当事者からの謝罪もありました。だから、揺れないんですね。少年はどうしているんだろう、大丈夫だろうか。信じていいんだろうか、と思わなくていいんです。彼の姿をちゃんと見ているから、大丈夫だと。そういういろいろな恵まれた条件の中でこんなことが言えているのかなと思っています。これでいいですかね。あと、質問とかがあれば、そっちに。

●井田座長 ありがとうございます。大変示唆に富む、また貴重なお話を伺えたと思います。それでは、10分ほど、質疑応答の時間をとってよろしいですか。委員の皆様には、ご遠慮なくご質問いただけますか。どうぞ、中本委員。

●中本委員 ありがとうございます。山口さんが書かれている「再生」という本を読ませていただいております、少しその中で十分理解ができなかったことがあります、それは、この少年によって殺された塚本先生の息子さんですね。この人がどのような被害感情を持たれていて、その被害感情がどのように変化していったのか。恐らく山口さんは、この加害少年と対話を続けていって、その中で被害感情というものが変化していったと思うんですが、亡くなられた塚本先生の息子さんとか、残された家族は、どのような被害感情をずっと持っておられたのか、あるいは変化があったのか。その辺がちょっとよく分からない。この本の中でもあまり書かれてなかったように思うんですが、教えていただけますか。

●山口さん 詳しくは書いてないからですね。ありがとうございます。私は、年3回、祥月命日、お盆、暮れ、ずっとお参りをさせてもらっていました。でも、本には書いていないんですけど、私は、少年を擁護するようなことを言っているわけじゃないですか。

でも、彼らはすごく辛いんですね。我が母親を殺されているわけだから。つらい思いをしながら、でも私にできることは生きている者として、こうやってお参りさせていただくことしかないと思い、今もまだ行っていますけれど、18年ぐらい経った頃に、「山口さん、もう来んでいいよ。」と言ってくださったんですね。私の労をいとうて言ってくださったのかなと思ったら、「いや、家族が何とかバラバラにならないで、生活が戻ってきたから。」と。だから、もう大丈夫だよというところで、来なくていいよと言われたんですね。

ただ、私は、彼らのどうのこうのではなくて、私と塚本先生の関係でずっとお参りさせてもらって、ご報告じゃないけれど、そんなことをしているので、今もずっとお参りさせてもらっています。

心の機微までは、ちゃんとは分かっていないけれど、分かるぶんは一応本のほうに書かせて

もらっているかなとは思いますが、いいでしょうか。ありがとうございます。

あれば、またどうぞ。

●**中本委員** 塚本先生の息子さんが、この加害少年に対して、どのような気持ちの変化になっているのかは、ちょっと私、聞きたかったのですが。

●**山口さん** そうですね。そのことは、直接お聞きしたことはありませんが、最初、医療少年院から会ってくれないかと言われたときに、彼は断っているんですね。加害者の更生に被害者を利用するのかという思いで、お断りされているんですよ。

でも、何かな、家族がめちゃくちゃなときはやはり受け容れられないですよ。だから、恐らく家族が元通りに戻らなかったら、塚本さんは少年を絶対許さない。でも、家族が戻ってきたから、もう大丈夫というところを話してくださいました。

そして、私がこの本を出して一番嬉しかったのは、その息子さんのデザインなんですよ、この本の表紙が。だから、私が本を出すのに表紙を彼が書いてくれたということが、1つの赦しかなという思いで、本を出したことより何より、彼が表紙を飾ってくれたことがとっても嬉しかったです。ありがとうございました。

●**井田座長** 他にございませんか。いかがでしょうか。西村委員、どうぞ。

●**西村委員** 西村と申します。大変貴重なお話を聞かせていただきありがとうございます。また、本も読ませていただきたいと思っておりますが、先ほどお話の中で、今の司法で、加害者が被害者に謝ることは求められていないとおっしゃいました。確かにそうなんですけれども、何かこの点について、何かもう少し、肉付けをしてお話しただけると有難いと思います。

つまり、加害者が被害者に謝ると言ったらいいのか、ここにいらっしゃる他の先生方にも、ご教示いただきたいところではあるんですけども、それが何か被害者心理の軽減につながるのであれば、そういったことも支援の1つとして、必要なかと思ひまして。

●**山口さん** ただ、その出会う場をどういうチャンスで2人を出会わせるかというのは、ものすごく大事なことだと思うんですよ。私は、彼が辛かったと、私たち大人の責任だと思っているから、ごめんね、辛かったね、ということが言えたけれど。

それと、あと向こうの加害者側もどういう、あいつが悪かったからとか思っていたら、とてもしゃない、謝っても逆に傷つけると思うんです、被害者をね。だから、加害者には加害者なりの支援が必要。そして自分が本当に悪かった。本当にこんなことをして、悪かったと思って初めて謝れると思うんですね。被害者もそうです。

被害ですごく辛いときに謝られても聞きたくもないし、お手紙も見ないというそういうこともあったので、やはり被害者には被害者なりの支援が絶対必要、今やっとな被害者支援の団体がいっぱい出てきて、それでもまだまだ被害者は置き去りだと、正直思っています。

弁償金の話も来ましたが、本当に微々たるものなんですよ。うちの場合は、加害者の両親が皆に払うと言われたんですけども、ほんと両親が払えるお金など、たかが知れているし、本当やはり国がちゃんとそういうときには、とりあえずこれぐらい決めて出して、そして加害者側から出たときは、それを国のほうに戻してもらおうとか、何かそういう制度があればいいなと。だって、加害者は国のお金で生活しているわけですよ。だから、その辺ももう少し被害者支援に力を入れてほしいなと。民間団体じゃないですか。私も被害者支援団体に属していて、お手伝いとかさせていただいていますけれども、大変な状況で頑張ってください

いるんですよね。

●井田座長 藤本委員、どうぞ。

●藤本委員 今山口さんがおっしゃっていることと、西村委員の質問の内容についてなんですが、例えばニュージーランドでは、後にまた片山さんが、修復的司法の話をすると思うんですけども、法務省にコーディネーターという方がいらっしゃいまして、そして被害者側にファシリテーターとあって、伴走してくれる方、ずっと付き添ってくれる方がいて、同時に加害者側にもファシリテーターとあって、付き添ってくれる方がいるんですよね。

そして、加害者がどうしても被害者に謝りたいとか、被害者が加害者に聞いてみたいことがあるとか、そういう気持ちになったときに、被害者の家族と加害者の家族をコーディネーターが了解のもとに、ファシリテーターの仲介で、いつでも話を止めることができるという条件で会わせてくれるということが、ニュージーランドで行われておりまして、これは特に少年のケースなんですけど、これを修復的司法と我々は呼んでいるんですね。

ただ、残念ながらまだ日本では、正式に修復的司法は実現しておりません。加害者と被害者の対話によって、そこに初めて被害者と加害者の和解というものが成立して、お互いに同じ地域社会で生きているんだから、同じような環境において話をしようという試みが、今、世界的に行われています。

●山口さん ありがとうございます。

●井田座長 他にもう1つぐらいいかがですか。お願いします、金高委員。

●金高委員 話をお聞きして、すごく感動いたしました。というのは、私は警察出身で、あの事件は自分では携わっておりませんが、よく覚えていまして、さぞ地獄の時間だったのではないかと、乗っておられる方々ですね、というふうに想像を今でもしております。

先ほど、お話を伺っていて、何か所も刺されて意識朦朧という状態で、「こいつしぶといな、殺してやろうか」という言葉が聞こえたとおっしゃいましたが、その少年をどうして赦せるのかと、私は本当に思うんです。

ですから、山口さんは、女神というか、観音様というか、そういう方のように思えるんですね。

どうしてかなと考えると、恐らく少年の境遇というか、それをかなりご存じというか、お知りになったことも大きいのではないかと思います。プライバシーの問題もあろうかと思うので、あまりここにも書かれておられませんし、お話の中にも具体的な話はなかったですけど、彼がどういう少年だったのかなという点が1つと、それから、息子さんですね、山口さんの。「お母さんが殺されていたら、僕は刺しに行っていた」と。これが非常によく分かるんです。ただ、お母さんがすごい地獄の思いをされたわけですよね。かろうじて命を奪われなかったというだけで、もしかしたら亡くなっていたかもしれない。今、息子さんは、どういう感情を持っておられるのか、その少年に対して山口さんと同じような気持ちをお持ちなんですか。その点を教えていただければ。

●山口さん ありがとうございます。どういう少年だったのかというのより、もう1つ前に、この事件で亡くなられた塚本さんのことをお話ししたいと思うんです。彼女は、今の学校教育はおかしいと、子どもたちのことを見ていない。もっと子どもたちの成長する姿と共に学校教育があったほうがいいと思って、学校にいとすることができないということで辞められているんですね。

そして、モンテッソーリの勉強をされたんですけれど、子どもは自ら育つ力を持って生まれてくる。それを大人や親は援助するだけでいいというふうに、私は教えられたんですよ。

それまで私は、親が育てなければいけないとっていて、真逆じゃないですか。かなり戸惑って、でも何十年もかけて、子どもが生きて育つんだというのを、私の中にやっと落とし込みました。そして、塚本さんがおっしゃっていた言葉が、うちの事件の前に、名古屋で殺す経験がしたかったというので、金槌でおばあちゃんを殺した高校生がいたんですよ。その事件を受けて、こういう子どもたちが育つのは、私たち大人の責任、教師である我々の責任だと、とっても辛そうにおっしゃいました。

だから、そういう塚本先生の教えというんですか。すごく尊敬していたので、そういう思いを下地に持ちながら、私はこの事件に遭ったなとと思っているんですよ。亡くなられてしまったんですけれど、だからその塚本先生の思いを、もちろん受け継ぐことは全然足元にも及びませんけれど、何かそういう思いをつなげていきたいなどの思いで生きています。

それと息子は、私が特別落ち込んでいるわけではないじゃないですか。もちろん事件後1か月以上は、家に戻ってもあまり何もできない状況だったんですけれども、私が事件後変化したこともあったと思いますが、「お母さんが元気だったらそれでいいよ」でした。ありがとうございました。

●井田座長 それでは、ここまでといたします。山口様には、遠く佐賀からここまで来てくださり、大変素晴らしいお話をしてくださり、誠にありがとうございました。今一度拍手をしていただけますでしょうか。

④ 片山徒有委員

●井田座長 それでは、今日の4人目、最後のスピーカーとして、片山徒有委員にお願いしたいと思います。ご紹介するまでもないわけですが、「被害者と司法を考える会」の代表を務めていらっしゃるほか、様々な啓発活動も行っていると思います。では、片山委員、何とか30分に収めるようなお話をお願いします。

●片山委員 どうぞよろしくお願いたします。片山でございます。私は、犯罪被害者遺族です。1997年の11月28日に、私の息子は8歳でひき逃げ死亡事故で亡くなりました。ダンプカーによる轢過だったものですから、大変遺体の損傷が激しくて、重さ14トンものダンプカーに前輪と後輪で引かれてしまったので、身元確認はお父さんだけにしてほしいと言われたんです。確認をしましたけれども、非常に辛い状況でした。誰もが交通事故に巻き込まれる可能性というのはあるわけですが、まさか自分の息子がこのような目に遭うということは、全く予想もしていませんでした。

ざっと自己紹介をちょっと早口でお話をしますけれども、97年という頃は、どういう時代だったかということ振り返りますと、1995年に地下鉄サリン事件が起きました。誰もが被害者になり得るということを認識した時代だと思います。息子の事故が起きる前には、神戸連続児童殺傷事件という大変ショッキングな事件が起きました。

私の息子が亡くなった後には、光市母子殺害事件が起きました。様々な被害者が声を上げる時代にちょうど差し掛かったのかなとっております。交通事故でしたけれども、私は本当のことが知りたいと思って、地元の成城警察署にほぼ毎日通いました。当時の私の気持ちという

のは、自分を責める気持ちが非常に強くて、いわゆる応報感情とかそういうものは全くありませんでした。どうして子どもの命を救うことができなかったのだろう。どうして息子にこのような辛い目に遭わせてしまったのだろう。この責任は私にあるというふうに思いました。例えば、ある人から、小さい8歳の男の子なわけですけれども、手を引いて小学校まで連れて行くのが父親の責任じゃないかと言われて、そのとおりでなというふうにも思いました。警察に行って本当のことを教えてくださいと言うわけですけれども、なかなか教えてくれない。

年が明けてお正月明けにまとめて事情を説明しますからという話になって、成城署に行ったわけですけれども、お昼ぐらいから始まった警察官の説明は、10時間ぐらいに及びました。大変長い時間でした。何でこんな時間が掛かったかという、本当のことを教えてくれなかったからです。警察官というのは非常にまじめな方が多くて、最後の最後の部分で被害者感情についての供述を取りたかったんだというふうに思います。

私は本当のことを教えてくれないと、自分の意見は言えないという態度を示しました。そして、夕方ぐらいから膠着状態が続いて、おまわりさんが1人ずつ、「自分にも同じぐらいの子どもがいる。その子どもがこういう目に遭ったら決して赦さない」ということを3人がかりで口々におっしゃいました。その気持ちはありがたいけれども、私はそのドライバーが本当に息子のことを轢いたのかどうかも分からない。もしかすると、違う車に轢かれたのかもしれない。だから、そのドライバーに対する意見は今では言えないということを繰り返し言いました。

最後に、じゃあ検察官の口からはまた違った意見が聞けるかもしれない。あるいは、公判が開かれたら、お父さん、その目で公判を見ることができますよということを聞いて帰ってきました。

1月の23日東京地検に行きました。これこれこういう事件で、検察官に会いたいんですという話をして、担当の検事さんに来てもらいました。検察官は、ちょっと待ってという話をして、別の人が出てきました。何冊かの調書を持ってきて、説明が始まるんだなと思ったら、すでに処分は出ています。不起訴処分ですということをおっしゃいました。

処分の日付を見たら、びっくりしたんですけれども、事故からわずか20日後の日付になっていました。私が成城署で大変もめたのは、その日よりずっと後の話だったので、あれは一体何だったのだろうかというふうに疑問を持ちました。

そこで、検察庁のカウンター越しにかなり怒鳴り合いのような形になってしまって、これまでも被害者の多くがここに現れては、がっかりして帰ってきたんだなということを思いました。また、私がここで何も言わずに帰ってしまったら、次の被害者の人がやはり同じ思いをするということを考えて、納得できないということを言いました。

どうにもこうにも話がそれ以上進まなかったもので、その日は帰ることにして、それから弁護士さんを探して、再捜査をしてもらおうじゃないかということになりました。自分で目撃者を探して、24万人の再捜査の署名活動をして、メディアの後押しもあって、再起され、そして再捜査になり、公判が始まって、有罪判決を受けて終わったと、そういう経験があります。

その時に検察官は答える義務はないというふうに最初に言ったんですけれども、それが国会でずいぶん問題になりまして、被害者等通知制度というものができました。これはどういう制度かという、起訴、不起訴の結果を被害者に伝えるということと、それから希望すれば公判の傍聴を優先的にできるようになるということが含まれている内容でした。

これが犯罪被害者等保護法ができる最初になり、やがてそれが基本法に変わっていくのでは

ないかというふうに思っておりますけれども、いろいろなことがそれから回ってきたのではないかというふうに思っています。

私は、そのときの経験から、最初は、不起訴処分ってどういうことなのかということを理解することから始めて、いろいろな勉強を始めて、最終的には犯罪白書の再入所率が思ったより高いのに驚きました。これはどういうことかというふうに考えて、矯正教育がもっと充実すればいわゆる再犯、再非行がなくなるのではないか。そうすると、2回目の事件以降の被害者が出でなくなるのではないか。これはいいことだというふうに考えて、矯正教育をもっと充実させてもらおうと思って、法務省に要望を出しました。

今では30施設以上の刑務所、少年院に伺って被害者の視点を取り入れた教育というものに関わらせていただいている、多くの人たちの立ち直り、それから同時に被害者支援も行っているということでございます。

私の被害者支援は、できるだけ早く関わりたいということを念頭に置いていて、一番早い事例では、被害当日から支援に入ったこともあります。修復的手法の対話プログラムがベースになっていて、被害者は被害者として言いたいことを相手方に伝える。また、相手方もそれを受け止めて、やがて変わっていくのを目指してやっているとありますが、現実はなかなか厳しいのではないかというふうに思っています。

私は、被害者支援団体として「あひる一会（あひるのいちえ）」という団体をもう1つ持っていて、そこでは海外のプログラムをぜひ紹介していただく機会がありました。先ほど藤本先生からご紹介があったように、南半球で実際行われている修復的対話のプログラムを何回も見たことがあります。これは、何年にもわたっても被害者ご遺族の話聞き、それを加害者に伝え、双方ともが変化していく模様をドキュメントで伝えているものでした。これは大変に参考になるもので、1回のみ対話では難しく、数回、何年にもわたって継続的になっていくと、被害者も変化していくんだなということを実感として感じることができました。

死刑についても、これは「被害者と司法を考える会」のほうで関心を持って、情報公開請求を使って法務省に様々な情報公開を求めて、最近では2019年に死刑に関する記録全てを開示してほしいという情報公開請求を行いました。なかなか知りたいことは分からなかったんですけども、それでもいくつかの事柄については分かってまいりました。

死刑制度についての意見を少し述べさせていただきたいというふうに思います。被害者、遺族の意見も多様であるということなんですけれども、ここでご注意いただきたいのは、死刑事件で出てくる被害者の場合、多くがご遺族だということです。ご遺族の関係性やそれぞれの考え方については区々なんですけれども、亡くなった被害当事者の方から話を聞くことはありません。ですから想像の世界で被害者はこう思っているんじゃないか、こういう生き方をしたかったんじゃないかみたいなことが、刑事裁判の中で述べられているのが現状だと思います。

私は、刑事裁判というのは誰のためにあるのかというふうに考えた場合、まずは地域社会のためにあるというふうに思います。次に、罪を問われている市民、つまり被告人ですね。この人のためにもあるというふうに思います。被害者はどういう位置付けになるのかというふうに考えた場合、遺族感情も様々なので、私個人としては参考意見にとどめておいていただくのがふさわしいと思っています。それは、被害者支援をしていく中で、例えば警察の事情聴取、検察の事情聴取に付き添ったり立会ったことも何度もありますけれども、やはりちゃんとした裁きをしてほしいという中ではどうしても刑罰を科してほしい、厳しい刑罰にしてほしいという

意見が出ることが多いからです。そのことが、結果としてご遺族をかえって苦しめてしまうという現実を何回も見てきました。ですから、刑事裁判の場では、まずは有罪、無罪を慎重に判断していただき、有罪であるならば量刑についてはその被告人が立ち直るのにふさわしい刑期を持ってほしいというふうに思っています。

改善更生の可能性を信じるために、私は死刑は廃止するべきだと考えています。これは後でも出てきますけれども、矯正教育の中で、ある刑務所で無期懲役の人たちだけの指導を継続的に行っています。あるクラスでは十数年、同じ人たちをお世話しています。彼らの話を最初に聞いたとき、私は大変びっくりしました。平均受刑生活 27 年の人たちが、過去を振り返り自分たちの犯してしまった罪について、涙ながらに語る姿がありました。涙ながらに、ただ涙を流すだけではなくて、頬を伝って床に落ちて、水たまりができるぐらいに大きな涙につながっていました。

これは私だけが見たわけではなくて、刑務所では研究授業ということを時々やっているわけですが、実際にその地域の裁判長にも来ていただき、検察官も来ていただき、保護観察官にも見ていただき、その前でも同じような光景がありました。その後のカンファレンスで裁判長は大変びっくりしたということをおっしゃっていて、自分たちは刑務所に送り出す立場だけれども、このように改善更生の可能性が目に見える形で分かったことは、大変勉強になったということをおっしゃっていただきました。検察官の方も大変びっくりしておられて、同じ話を検察庁でもしてほしいということをおっしゃいました。

後日、改めてその地域の検察庁に行って、検察官、あるいは職員の方全員の前で自分が取り組んでいる改善更生のプログラムについて、実際こういうことが行われていますというお話をさせていただきました。保護観察官の方はちょっと懐疑的な部分もあって、仮釈放を下す立場におられるわけですから、本当にこういう気持ちすべての犯罪者に通じるのかどうか、分からないみたいなことを当時おっしゃっていました。その後、保護局ともつながりができまして、保護観察官の方とお話をしたり、研修をさせていただくことになって、一定の理解が得られているのではないかなというふうに思っております。

被害者支援についての整理について、少しお話をさせていただきますけれども、最近、この 12 月から始まった矯正段階における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の中に、被害者賠償があります。私はあえてこれまでに矯正教育の中で賠償について触れたことはありませんでした。ところが、この制度ができたために触れなければいけないと考えて、実際にグループワークなどで、こういうことを今後考える必要があるのではないかとということを一人一人の受刑者さんにお話をしています。

すると、大変厳しい反応が返ってきて、例えば生涯賃金が 1 億円の中、被害賠償が 9,000 万円、8,000 万円といった賠償請求を受けている事例が実際にあると。僕たちは、社会に出た後、どういう暮らしをしていけばいいんですかというようなことを聞かれることがありました。それは、答えはないですという答えしかありません。最終的には国が立て替える必要があるのではないかと私は思っています。

警察も被害者支援をやっておられます。早期援助団体として各都道府県にあることは存じ上げていて、私もいくつかの団体から講演依頼を受けてお話をさせていただくこともあります。実質的な問題共有と回復については、傘下にある自助団体が持っている、担っていることが多いというふうに思っています。警察は、あくまでも捜査をするのがお仕事なので、被害者の意

見をすべて取り入れるわけにはいかない。なかなか個別具体的な問題については、被害者同士が話し合っ問題解決をしていくのが現状だというふうに思います。私のところにもそういった方々が相談を持ち掛けてくるのがよくあります。一様ではない。いろんな考え方があるということは言えるのではないかと思います。

世間には悲しい、辛い、赦せないしか伝わらないというふうにスライドでは書きましたけれども、私もいろいろなメディアの取材を受けたことがありますけれども、ほぼこの3つのキーワードにつながることに採用になりませんでした。これは大変辛いことで、例えば被害者も回復しなければいけないとか、加害者に対してもうちょっと社会が優しくすべきではないかみたいなことを言っても、採用されることはまずないということでございます。

これはある被害者団体の思い出なんですけれども、私は自分の被害を受けていろんなところにお邪魔したことがあります。これは大変濃厚な被害感情をお持ちの方が集まっておられる団体で、その代表者の方に私は誘われて、幹事として加わったわけなんですけれども、その中で死刑問題について考えさせられる機会がありました。私はそもそもが交通事故の被害者なものですから、死刑について、発言権がないというふうに思っていました。交通事故には死刑はないからです。それまでは、ごく普通に考えて、法律に死刑があるのだから、やむを得ないだろうなど。むしろ一般的に皆さんが考えていらっしゃるのと同じように、存置の立場にいたのではないかというふうに思います。

ところが実際にその被害者団体というのは、半年以内に執行するということが書かれているので、団体の名前として執行すべきというような要望を出そうじゃないかという提案が回ってきました。私は、その瞬間に考えて、これは反対すべきではないかと思いました。と申しますのは、刑事訴訟法475条には、再審請求のことも書かれており、再審請求になった場合には、無罪判決が出ることも十分予想されるわけです。そういった方々の気持ちも考えた上で、被害者側が厳しい処罰感情を全員が持っているということを考えていただくには、ちょっと抵抗感があるというふうに申し上げて、複数の幹事が反対をして、この話は立ち消えになりました。

ただし、そのときのことを当時の幹事は覚えておられて、事あるごとにこの問題を蒸し返して、率直に言うと私は責め立てられるというような状況に陥りました。どうして、被害者が被害者から責め立てられなければいけないのかということ、大変立場上辛いものがあつたわけなんですけれども、その時にある席で、この中に死刑廃止論者がいるということをおっしゃられて、私は、非常に和やかな場だつたと思うのですが、咄嗟に出てきた言葉は、「皆さん、悲しい経験を持っているじゃないですか。死刑執行になって、また悲しい思いをする人が1人増えるかもしれないですよ。そういうことでいいのでしょうか。私たちは、被害者をなくすために活動してきたのではないですか。違いますか」ということを言いました。

そうしましたところ、ある女性の方が、自分は遺族だけれども、亡くなった被害当事者は、死刑という残酷な刑罰を望む子ではなかつたと涙ながらにおっしゃいました。それから、場は大変大紛糾になつて、大変な騒ぎになつたということです。遺族にも死刑のことなど口にしたいという人も実際におられました。例えば、その中には、加害者のことをこの手を殺してやりたいという男性もいました。彼と私は非常に仲良くなりまして、世間で知られているような人格の人ではありませんでした。非常に自責の念にとられる、自分を責める気持ちが非常に強い方で、実際に自分が発言してしまったことについて、これは自分で責任をとらなければいけないということを強くおっしゃっておられました。その事件は最終的に死刑判決で決着が

くわけですけれども、その最後の記者会見の場で彼は、この裁判で勝者はいないということをおっしゃっておられます。

その後、彼の事件はなかなか社会で語られることはなく、彼自身も発言することはなくなっただけですけれども、本来であればこの場に来ていただいて、時間の経過とともにどのように変化をしたのか、ぜひ私は聞いてみたいといふうに思いました。

「改善を求められる被害者環境」なんですけれども、事件から捜査段階公判まで聞かれるのは被害感情が中心ですね。感情には揺れがありますし、変化もあります。でも、被害者は悲しいでしょう、犯人のこと恨んでいるでしょうということがベースにあるものだと思います。私のように、本当のことを知りたいと思っている人はかなり多いです。

一方で、死刑について、具体的にこのような方法で死刑が執行されるという説明があることはありません。遺族の範囲、これも厳密に言うと、すごく被害感情とは乖離しているところがあると思います。制度によって被害遺族の範囲というのは区々で変化しています。例えば、ある制度では、直系の遺族6親等以内というものがあって、この範囲で話を聞くということがあります。今回、調整段階の心情伝達制度では、これをもうちょっと拡大してもらえないかという要望を出しました。例えば、具体的に言いますと、婚約者の人はどうなのか。事実婚の人はどうなのか。そういうことを具体的に挙げて、この人たちも遺族なのではないだろうかということを申し上げました。すると、実際に新しい制度では、そういう人たちも対象になったということを知りました。

それから、死刑執行に当たって改めて死刑執行についての遺族の話を書くことはありません。これはとても重要なことで、公判段階で被害感情を述べる機会はあるわけですけれども、それから時間とともに感情に変化があることも多いと思います。そして、改めて死刑が執行される段階で当時の記憶が正しかったのか、それとも変化があるのかという確認作業があることもありません。これはおかしなことではないかというふうに私は思いました。

死刑事件を切り捨てないでということを経つか挙げさせていただきましたが、ほぼすべての被害者支援制度が死刑確定とともになくなります。被害者等通知制度は2020年から変化があって、死刑執行の後にメディアの発表の前に被害者側に電話をする目標が定められたというふうに聞いています。何で目標なのかということを私は確認をしたんですけれども、被害者にもいろいろな人がいる。そして、遺族の範囲も、誰がどこまで教えてほしいのか分からないといった声もありました。そして、現実問題として、メディア発表の前、死刑執行後の限られた時間でコンタクトをとるのが難しいケースもあるというようなお話でした。東京地検には被害者担当の人がいるわけですけれども、たった1人でそれを行っているという話を聞きました。それはなかなか困難な話だろうなと思いました。

それから加害者処遇状況通知制度もあるわけですけれども、これも適用外です。新制度も適用外です。仮釈放における意見の聴取、仮釈放は死刑はないので、これも適用外です。これはちょっといかがなものかというふうにすべて思っています。

施設内で一般改善指導や特別改善指導も対象外になっている。ちなみに、私は死刑囚とは誰とも会ったことがありません。無期囚の人が一番重たい人たちです。また、二十数年前の事件で無期囚だったので、今の量刑相場に照らし合わせると、死刑になってもおかしくない人をずいぶん見てきました。

そして、教育の効果ですけれども、私はあるというふうに思っています。今まで特別改善指

導は効果検証の対象外だったわけですがけれども、来年からどのような効果が見られたのか、検証が進むのではないかという話も聞いています。これもいいことだと思います。

被害者にも長期支援をとということなんですけれども、これは忘れてしまう、忘れられてしまう被害者支援というのはあります。例えば、具体的に言いますと刑事裁判が終わった段階で、被害者支援は今まで終わってしまっていました。その後は個々の被害者の方がそれぞれに道を見つけて立ち直っていただくということが一般的で、それ以上踏み込んだことはしていませんでした。ところが、新制度ができて、判決の受け止めを改めてしなければいけないようになりました。私たちの団体でもこういった問題について、もういっぺん考えてみようじゃないかということをやっているところです。

真相を知りたい、心からの謝罪がほしいということは、多くの被害者の方がおっしゃっていることです。よく誤解されるのは、加害者に謝罪がないじゃないかということをおっしゃるケースが多いんですけれども、裁判の段階でそれを求めるのは困難だと私は思います。彼らの自分の責任を軽くしたいために、心からの謝罪だけではなくて、単に思いつきでの謝罪をすることがあります。それは被害者遺族に届く気持ちではありません。ですから、本当に大切なのは、矯正教育だと私は思います。死刑執行になると、本当のことを知る機会も失われるわけですし、もしかすると心からの謝罪を聞く機会も失われてしまいます。そうなりますと、遺族の立ち直りの機会も少なくなってしまって、最終的にはたった1人遺族は取り残されてしまうという諦めの気持ちになってしまうことになってしまうと思います。そのためにも、ぜひとも死刑執行はやめていただきたいと思います。

ここで具体的なお話をちょっといくつかさせていただこうと思います。これは、今まであまり表では話していないケースです。あるメディアの方から相談がありました。具体的に言いますと、「片山さんが声を上げてもらった結果として、被害者等通知制度ができて、大変長い裁判の途中から被害者対応が変わってきた。そこで、一言私に御礼が言いたい」という話でした。そこで、ご遺族と会うことになって、ご遺族の家に出向きました。1980年代に起きた事件です。ところが、強盗殺人罪で2000年代に死刑が確定をしています。このご遺族は、残らずすべての裁判の傍聴をされたわけですが、一番最後の最高裁の決定だけは聞き逃してしまったという悔いが残っておられるという話でした。

この方は、長い長い裁判を通じて検察側の立証に疑問を感じておられました。そして、自らの事件について、一つ一つの証拠について、ご自身で調べ直しをされていました。結果として、有罪立証はおかしいのではないかと私に告げました。私は、どうしたらいいものだろうかというふうに思って、何もできずにいました。この話を聞いてからずいぶん時間が経つわけですが、この事件については、ちょうど喉に骨が刺さったまま、取れないような状態で私自身も、そのご遺族がどういう気持ちでいるのだろう。まして、その事件の加害者の方は、どういう心境なのだろうということに心を痛めていました。

補足ですが、全くの無関係の人が容疑者として捕まったわけではなくて、一定の関係性がある人が捕まったということは、ご遺族もおっしゃっていました。ただ、強盗殺人人という部分でどうしても引っかかる部分があるんだということは、繰り返しおっしゃっていました。この方の話を聞いて、やっぱり現実では私自身、ちゃんと向き合わなければいけないのではないかと思うようになりました。これは、ご遺族がやったことです。現場保存もされていました。地域社会との関係性も非常に密接に持っておられて、地域社会も悼んでいるということが分か

りました。実際に、検察側証人に会いに行かれたと。つらい経験だったと思うんですけども、一個一個確認をされたということでした。

次のケースです。このケースは、東京から遠く離れた地域で起きた事件です。この事件についても私は今まで話したことはありません。これはどういう経緯を経て私のところに来たかという、当時、私は世田谷で起きた一家4人の亡くなった事件の「被害者・遺族を支援する会」という会の代表をしておりました。これは被害者という名前をあえて入れたのには理由があって、ご遺族の希望もあって、当時は惨殺事件という名前で事件を報道されていました。この惨殺を何とか取ってほしい。そのためには、生きていた、輝いていた被害当事者の気持ちを伝えてもらえないかということを知り、それでしたら、被害者の気持ちを伝える役回りをしようというふうに思い立ちました。

これはたまたま偶然なんですけれども、亡くなられた4人のうちの1人は、私の息子と同じ幼稚園に通っていて、私も会ったことがある子でした。そういったこともあって、民間での情報収集活動を精力的に行い、警察には言いにくいけれども、被害者支援団体には話してもいいという人の話を何人からも聞きました。そしてその情報は、支援弁護士さんとも共有して、最終的には捜査本部にも情報提供者の方の同意も得てお伝えをしましたけれども、未だに見つかっていない。

ちょっと時間も押しているようなので、簡単に済ませますけれども、いろいろなことがあって、レジュメをお読みいただきたいと思います。

3例目の事件、これはとても重要な事件で、ご自身が容疑者として疑われた事件です。この人とは何度も会ったことがあって、ご本人が、自分が死刑になるかもしれないということをお感じになっておられる人でした。死刑執行の折、悲しい、残念と語っており、その後、ある大学で刑事裁判に被害者が参加する制度について、この方からもヒアリングをしたんですけども、被害感情を刑事司法の場で蔓延させてはいけないんだということをおっしゃっておられました。これが被害心情について、いろんな意見があるんだということを知り、まとめました。

次に、情報が足りないということです。これは死刑に関わった人、いろんな人の話を私は聞く機会がありました。今日はカットしましたが、行政職員の方、教諭の方、それぞれからお話を聞く機会をいただきました。死刑があるからこそ、かえって被害者が苦しむんだという現実を私は何度も見てきました。死刑がなければいいじゃないか、私はそうも思います。

そこで、一番最後の提案なんですけれども、死刑囚にも特別改善指導の教育プログラムをまずは実施してもらいたい。一定の機会を経て、教育の効果を検証する。改善の更生の見込みがある場合は、無期刑に減刑をする。この間は死刑執行停止する。効果検証がない場合、これは一般改善指導に枠を広げてやってみる。一般改善指導は何をやっているかと言いますと、規範意識をもってもらうということをやっております。そもそもが法律を守る意識があるかないか。これもとてもとても大事なことなので、被害者の視点ではなくて、一般の市民としての法律を守る気持ちがあるかどうかをもういっぺんやってみる。その後、保護にも恩赦を含めて様々な知見があります。保護観察官の人も交えて、再度新たな教育プログラムを作ってください、もういっぺん教育を施してもらうのがいいのではないかと。この間は死刑執行は停止する。その後、減刑をしていく。これは順繰りに繰り返し何度も行っていいのではないかと。その間、死刑執行は停止する。これが私の提案です。

海外の事件とか、日本独自の制度化とか、いろいろなことを考えたのですけれども、命がある人を強制的に奪ってしまう。私は殺人だと思います。子どもたちに対しても殺人はもちろんいけないことだというふうに教えているわけですが、この国が実際に強制的に生ある人の命を奪ってしまうということは、本来あってはならないことというふうに思います。これは様々な賛否両論があると思いますけれども、私は矯正の力を信じています。様々な受刑者さんの立ち直りをこの目で見えてきて、手応えを感じていて、死刑囚の人にも立ち直るチャンスはあるというふうに信じておりますので、ぜひ一人でも多くの命を救っていただきたいと思っております。長くなりまして申し訳ございません。以上です。

●井田座長 ありがとうございます。片山委員には、大変示唆に富む、貴重な、ご自身のご体験に基づいたお話をしてくださってとても勉強になりました。パワポを拝見しますと、まだまだお伺いしたいことがたくさんあります。いつかまた再びお話をお願いすることになるかもしれません。質疑応答の時間ですけれども、今、片山委員は、遺族感情と死刑制度の問題に関する一般的なご意見、ご提案もしてくださいましたので、片山委員へのご質問と、委員の間での意見交換を特に分離せずに行いたいと思います。残りの時間、わずか10分ほどですけれども、よろしく願いいたします。藤本委員、お願いします。

●藤本委員 片山さん、どうもありがとうございました。今日、最初にいわゆる闇サイト無差別強盗殺人事件で娘さんを失った磯谷さんのお話をお聞きしました。続いて、保険金殺人事件で弟さんを亡くした原田さんのお話をお聞きしました。また、西鉄バスジャック事件の直接の被害者であって、少年事件の被害者となった山口さんのお話をお聞きしまして、今、片山委員のほうから交通事件の被害者のお父さんとしての経験から、被害者支援に携わっているという話を聞きました。

1つだけ、言及しておきたいのですが、最初に磯谷さんがこの委員会は、死刑廃止を前提とし、終身刑を導入するための委員会であるとおっしゃいましたが、決してそうではありません。いまだかつて、我々は終身刑を導入するという話をしていませんし、死刑廃止をするという話もしていないんですね。したがって、これはやはり懇話会の委員の立場として否定しておきたいと思うのですが、我々は客観的にいろいろな専門家のお話を聞き、しかも本日は被害者の話を聞いて、しかも直接懇話会の委員であり被害者の遺族である片山さんの話を聞いて、我々はこれからどうするかということを考えなければなりません。死刑は存置すべきなのか。それとも改善すればいいのか。それとも廃止すべきなのか、ということこれから考えていって、廃止するとしたならば、どういう代替策が考えられるだろうかという話をこれから進めなければいけないので、この懇話会が始まった段階で、我々は死刑制度を廃止して終身刑を導入するなんて、一言も考えていないということをまずお断りしておきたいと思えます。

その上で、片山さんにお聞きしたいのは、最後の結論の部分は、いわゆる死刑執行延期制度と言われるものなんですね。もちろん中国には死刑執行猶予制度というのがありますので、それとは違って、片山さんは死刑執行延期制度の採用ということを言っているようですが、我が国の場合は、刑法の全面改正に関する法制審議会の刑事法特別小委員会第2次参考案(1971年2月)で5年間死刑の執行を延期して、そこで改善状況を見て、原則として無期刑に変更しようという案が提出されているのですが、片山さんの場合、この死刑延期制度の上にもう1つ上乗せして、たとえ改善不可能だと思われても、もう一度処遇をして、その上でもう一回死刑執行停止をして猶予を与えようと考えているようですが、これは期間的、時間的なものはどう考

えていらっしゃるのでしょうか。

●**片山委員** ありがとうございます。刑務所での特別改善指導のプログラムというのは、1年ないし2年で、概ね結論が出るものというふうに理解しています。ただ、無期囚の場合は、大変長い時間がかかります。実際に私が担当した無期囚のグループワークのクラスの中では、何人か仮釈放をいただいた方もいます。実際に今お付き合いをしている人もいるわけですが、16年ぐらいかかりました。やはり相当程度時間はかかるものだというふうに思います。

ただ、その間、手をこまねいていていいわけではなくて、様々なアプローチはしていったほうがいだろうというふうに思います。今は、被害者の意見も多様であるということも少しずつ分かってきました。今日一番最初にご報告いただいた磯谷さんのケースでも、被害感情が非常に峻烈であるということが分かりました。そういうことを言葉にされるということも大変勇気がいることだと思いますけれども、そういうご意見も踏まえても、さらに普遍でなければならぬのが、制度というものではないかと思います。ことさら命を奪う可能性があるという最終的な死刑制度なのですから、少なくとも生存する道筋は扉を開けておいたほうがよいのではないかと私は思います。

●**井田座長** 藤本先生、それでよろしいですか。もう1つぐらいいかがでしょうか。どうぞ、中本委員。

●**中本委員** 今日は私は死刑制度廃止とかそういう問題より以前に、私が今日のこの懇話会で知りたかったのは、やはり処罰感情がどのようなもので、それがどのように変化していくのかということと、それが被害者支援という制度の充実によってそれが緩和されるものだろうかということが、今日の私のこの懇話会のテーマなんです。それで、片山さん以外の3人の方で、非常に対照的になっているのは、加害者と対話した人の遺族は、被害者感情、処罰感情は非常に緩和されてきている。しかし、磯谷さんのように、加害者と対話する余地もないというか、それもできないような状況の中であって、それができない人は、やはりかなり極度な処罰感情が残ってくると思うんですね。

この3人ともすべて、被害者支援の重要性を3人とも唱えられておられました。しかし、この犯罪の当時は、磯谷さんの場合は2007年ですから、当然これはなかった。それから、他の方もまだ十分でないことですが、そのときに仮に被害者支援の国選弁護士みたいな制度があつて、被害者遺族に寄り添っているような状況を聞いたり、相談に乗ってくれる制度があつた場合に、本当にこの磯谷さんのような極度な処罰感情というのが、多少は和らぐんだらうかどうかと、そこが非常に私は知りたいところなんですね。「いつかの夏」（大崎善生著）という本を読んでいくと、非常に事実に沿って、名古屋闇サイト殺人事件のことを如実に語っている。これを読むと、途轍もないひどい犯罪だということがよく分かるので、これは誰がこれを読んでも、磯谷さんの処罰感情は理解できるわけです。だけど、それを何らか緩和することは本当にできるのかできないのか。それをお聞きしたいんですね。

●**井田座長** それは片山委員のみならず、他の委員の皆様にもご意見をお伺いしたいテーマですが、まず片山委員、どうぞ。

●**片山委員** 被害者支援は万能ではないと思います。ただ、一番最初から被害者支援に入ると、予め法律制度について、被害者に対して説明する機会が持てるという意味では、非常に大きなメリットがあると思います。一般的な市民が被害に遭うと、法律制度について、ご存じのない方がほとんどです。ましてや死刑制度については、全くご存じない。

一方では、被害事実は現実に目の前にあるわけです。これは悲しい、辛い、赦せないみたいなところに集約されてしまうのだと思うのですけれども、そうではないんだと。違う生き方もあるんだみたいなことは、私の場合で言えば、被害者支援をする折々に触れて、私自身が被害経験者ですから、私は伝えることができます。弁護士さんは法律的なアドバイスはしていただけます。

ただ、法廷の中と市民生活では、ギャップがあるだろうと思います。例えば、被害者の本当のことを知りたいというのは、具体的に言いますと、例えば、どうして自分の家族が被害者として選ばれなければいけなかったのかとか、どうして人の命は不条理にも奪われてしまうのか。これは、法律では裁ききれない。むしろ宗教の世界に近いものがある。そういったものを十把一絡げにして刑事裁判に持ち込んで、一方では悲しみが強いじゃないか、一方では立ち直りも考えられるじゃないかと言っても、永遠に平行線である可能性がある。

私は、修復的司法の可能性を期待したいのは、民間人であっても仲裁役として、仲介役として両方の意見を伝えることができる。しかも、継続的に刑事司法のプロセスを大幅に延長して、その後もできるというのは非常にメリットではないかと。その中に被害者支援の可能性は見えてくるのではないかと、私は思っています。

(2) その他

●井田座長 ありがとうございます。残念ながら時間がすでに3分、所定の時間を過ぎておりますので、今日はこれで閉会としたいと考えます。私の進行の不手際で質疑応答と意見交換がそれぞれ中途半端になってしまっており、申し訳ありません。次回7月26日の会議では、プレゼンをしてくださるのはお一人だけで、オーストラリア・モナッシュ大学の佐藤舞准教授がお話してくださいます。そこで、おそらく1時間半以上、時間は残ると思いますので、委員の間で中間まとめということで意見交換をしたいと考えております。たたき台となる簡単なメモ、あるいは要点をまとめたものを私の方で作成して、あらかじめお配りし、また、検討事項、こういう点を検討すべきなのではないか検討事項のリストもお示しして、それに基づいて1時間半ほどの時間、検討いたしたいと思います。それにより、これまでの6回の懇話会で扱ったことについて一応の総括をするとともに、今後の懇話会における議論の方向性も探っていきたいと考えております。そういうことでよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、そういうこととさせていただきます、それ以降の予定について、川村先生、ご案内いただけますか。

●川村事務局長 ありがとうございます。それ以降といいますか、今、ご紹介があった第7回は、7月26日の午後3時からということになっております。いつもの4時ではなく3時からで、5時15分までということをご予定しております。しかも場所がこの会館内の場所が取れなかったものですから、内幸町のほうになります。日比谷国際ビルカンファレンススクウェアになります。今日、次回の会場の地図を配ってもらっていますが、ちょっと建物に入ってから分かりにくいかもしれないので、少しお早めに来ていただくとありがたいかなと思います。

それ以降は、その次は8月6日、これも従前ご案内しているとおりで、被害者遺族の方、今日は都合がつかなかった方をもう1人か2人、予定しておりますので、またご案内しますので、ぜひご参集ください。

●井田座長 次回の7月26日ですが、私が18時から授業がありますので、時間を早めさせていただきます。いっそ休講にしろと言われそうなんですけれども、大変申し訳ございません。15時開始ということでよろしく願いしたいと思います。それでは、今日の会議はこれで閉会といたします。ありがとうございました。

(第6回終了)